

## 総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業について	ゼロカーボン・デジタルタウン推進課
2	小田原市消防署所再整備計画の改定について	消防総務課
3	持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書について	小田原消防署 消 防 課
4	消防団第17分団1・2班待機宿舎整備事業について	

令和5年6月7日

## ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業について

### 1 ゼロカーボン・デジタルタウンの基本的な考え方について

本市の「2050年脱炭素社会実現」に向けた取組を大きく加速させるため、2030年を目標に「ゼロカーボン」と「豊かな暮らし」との両立を最先端のデジタル技術によって実現する新しいモデルタウンを創造し、そこで得られた成果を市内外に横展開していくことで、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献していく。

#### <基本的な考え方>

- ①エリア内の炭素排出は、地産地消によって基本ゼロ
- ②質の高い生活を提供しながら、常に先進技術をダウンロードして新しい価値を実証する場(=Living Lab)を実現



※1 ZEB・ZEH…………… ZEHはNet Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。ZEBはNet Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅や建築物のこと。

※2 ペロブスカイト太陽電池…… 軽量で柔軟という特長を持ち、ビルの壁面や小さい屋根など様々な場所に設置が可能な次世代太陽電池。現在、商用化に向けた研究が進められている。

## 2 計画候補地

小田原少年院跡地

## 3 基本構想の策定

令和5年（2023年）12月に基本構想案を公表し、年度内に基本構想を策定するため、以下の項目について検討・実施する。

### (1) 基本構想案の策定

ア 現状・課題の整理

イ 計画候補地の活用方法に関する基本方針（開発ビジョン）の検討

ウ 備えるべき機能の検討

エ 実装すべきソリューションの検討

オ 事業スキームの検討・検証

（①実施主体のあり方、②基礎的な事業モデル、③事業採算性）

カ 事業化に向けた諸条件・課題の整理及び全体スケジュールの策定

キ イメージ画像の作成

### (2) 市民意見の聴取

### (3) 市場調査（計画候補地の価格調査、民間事業者の意向調査）

## 4 令和5年度のスケジュール

令和5年4月	基本構想策定支援業務委託事業者の公募開始
6月	基本構想策定支援業務委託事業者の選定、契約
12月	基本構想案の公表
令和6年3月	基本構想の策定

## 小田原市消防署所再整備計画の改定について

### 1 概要

消防署所は災害対応の拠点であり、大規模災害発災時などにおいてもその機能を損なうことのないよう、「小田原市消防署所再整備計画（小田原市消防計画の下位計画）」により計画的な再整備を推進している。

この度、「小田原市消防署所再整備計画（平成28年度～令和4年度）（以下「第1次計画」という。）の計画期間が終了したことに伴い、引き続き消防署所の計画的な再整備を推進するため、「小田原市消防署所再整備計画（令和5年度～令和12年度）（以下「第2次計画」という。）」に改定した。

### 2 改定の方向性

第2次計画は、第1次計画の考え方を基に、再整備進捗状況を引き継ぎながら、将来予想される社会情勢等を考慮し、消防需要に適した適正配置の考え方を整理するなど、柔軟性をもたせた内容とした。

再整備対象署所は第1次計画の方向性を継続しながら、老朽化した庁舎を追加した。

### 3 再整備対象署所

- (1) 小田原消防署荻窪出張所
- (2) 小田原消防署栢山出張所
- (3) 足柄消防署
- (4) 足柄消防署松田分署

(令和5年6月現在)

種別	竣工年	築年数	構造	執務環境や 消防施設機能の主な課題	女性用 直設	再整備 検討 対象
消防本部 ・小田原消防署	H6	29	RC3階建	・広域化後の部隊増強に伴う車両や職員の増加により車庫や執務スペース等が狭い。	有	—
南町分署	H18	16	RC4階建	適切	有	—
荻窪出張所 (市役所内)	S51	47	RC7階建	・執務室、車庫、防火服着装室及び生活スペース等が分散されていることから消防署の機能が十分ではなく、活動に支障がある。 ・消防ホース洗浄乾燥ができない。	無	対象
栢山出張所	S63	35	RC2階建 一部平屋	・給排水設備や電気設備の老朽化など全体的に大規模改修が必要。	有	対象
成田出張所	R2	2	RC2階建	適切	有	—
足柄消防署	S47	51	RC3階建	・屋上及び外壁の防水、給排水設備や電気設備の老朽化など全体的に大規模改修が必要。 ・仮眠室に換気設備がない。	有	対象
松田分署	S47	51	RC2階建	・外壁の防水、給排水設備や電気設備の老朽化など全体的に大規模改修が必要。 ・仮眠室に換気設備がない。 ・車庫前スペース不足で出庫や帰署時危険な状況。	有	対象
山北出張所 ※令和5年度 竣工予定	※予定 R5	建築 中	RC3階建	適切	有	—
岡本出張所	R2	2	RC2階建	適切	有	—
中井出張所	H23	12	鉄骨1階建	・消毒室が別棟であるが、概ね適切	無	—

#### 4 主な変更点

- (1) 消防需要に応じた消防部隊や消防車両等の配置検討の必要性や、救急需要の増加、多様化に対する救急業務の安定的かつ持続的な提供に関する課題を示した。
- (2) 小田原市消防訓練施設における基本的な考え方に基づき、訓練施設の積極的な整備を推進することを示した。
- (3) 女性職員の執務環境整備を積極的に推進することを示した。
- (4) 脱炭素社会の実現に向けた取組（省エネ化、太陽光発電設備導入及び木材利用など）について、積極的に推進することを示した。

# 小田原市消防署所再整備計画

(令和5年度～令和12年度)

令和5年3月

小田原市消防本部

## 1 はじめに

小田原市消防署所再整備計画（第1次計画（計画期間：平成29年度～令和4年度））（以下、「1次計画」という。）を振り返ると、庁舎の老朽化・未耐震化や配置の不均衡などの課題を解決すべく署所の再整備に取り組み、令和2年度には成田出張所及び岡本出張所の竣工に至った。

また、当初、次期計画期間の再整備対象署所に位置付けられていた山北出張所については、用地確保が早期に行われたことから、第1次計画期間中に再整備に着手することができた。

以上のように、平成25年の消防広域化後、着実に実績を積み重ねてきているものの、庁舎の老朽化や消防庁舎としての機能不足の課題を抱えた庁舎が未だ複数あることから、再整備の実現に向け取り組むものである。

## 2 計画の方向性

小田原市消防署所再整備計画（第2次計画）（以下、「本計画」という。）は、第1次計画の考え方を基にし、再整備進捗状況を引き継ぎながら、将来予想される人口推計や社会情勢等を加味し、消防需要に適した適正配置の考え方を整理するなど、柔軟性をもった内容とする。しかしながら、消防組織のあり方の見直しを図る必要性が生じた場合などは、本計画の見直しも考慮する。

## 3 計画の目的

消防署所については、平常時の消防・救急業務に加え、大規模災害発生時には応急活動の中核となるなど、防災拠点としても重要な役割があることから、発災時にその機能を損なうことのないよう、計画的な再整備を推進する。

また、消防署所の再配置等により消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る。

## 4 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である小田原市消防計画に即して策定されるものであり、特定の分野に関する個別具体の計画として、再整備対象署所選定や再整備方法、再整備の方向性等を示し、計画の実現に向けた具体的な取組等を明らかにする。

## 5 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和12年度までとする。（小田原市消防計画と整合）

## 6 消防署所の役割

- 消防署所は、地震などの大規模な災害が発生した場合に、たとえ周辺地域の建物が被災しても、支障なく消防活動が行える機能が常に確保されていなければならない。
- そのためには、建物や設備、消防車両等が損傷を受けないことが最も大切な条件である。
- 消防署所の被災は、火災、救急、救助などの消防活動に支障を来たすだけでなく、住民の生命にも大きな影響を及ぼす。
- また、人口や災害需要等を考慮し、管内にバランスよく配置されている必要がある。

## 7 第1次計画の成果

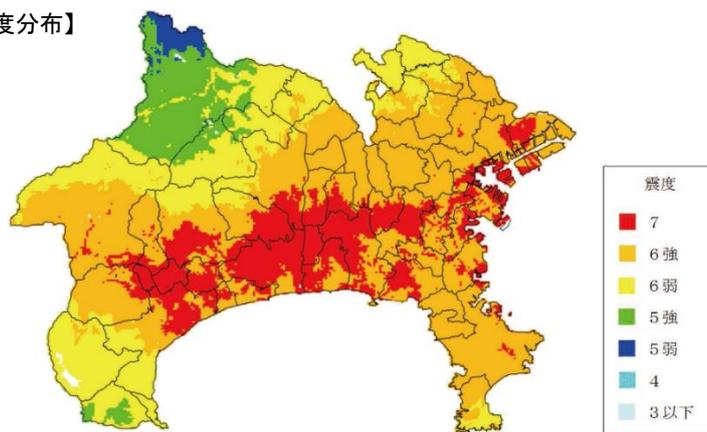
- 消防署所再整備計画（第1次計画（平成29年度～令和4年度））では、消防力の不均衡や署所の老朽化などの諸課題に取り組み、国府津出張所及び西大友出張所を移転統合し成田出張所を整備（令和2年12月竣工）するとともに、耐震性を有していなかった岡本出張所を再整備（令和2年9月竣工）したことで、署所数は11署所から10署所に効率化されたが、管轄内全体の運用効果が向上した。
- また、小田原消防署に消防隊兼救急隊を配置したことで、消防部隊数は維持しながら、救急需要に対する強化が図られた。
- さらに、本計画期間の再整備対象署所に位置付けられていた山北出張所については、用地選定が迅速に進んだことから、第1次計画期間中に再整備に着手することができた。

## 8 課題

### （1）大規模地震発生の懸念

東海地震や都心南部直下地震、神奈川県西部地震、大正型関東地震など大規模地震の切迫性が高くなっている。消防は大規模災害時においても迅速・的確に対応しなければならない。

【大正型関東地震による震度分布】



※出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

## (2) 社会情勢の変化等への対応

高齢化の進展等による救急需要の増加や災害の多様化・大規模化などの変化に的確に対応するため、消防組織（署所配置、庁舎規模、職員配置、車両配置等）のあり方を視野に入れ、組織を運営する必要がある。

## (3) 消防署所の課題

### ア 荻窪出張所の環境について

荻窪出張所は消防署としての機能が十分に備わっておらず、人的危険性及び消防業務上の支障が生じている。

- ・ 事務所と車庫が離れており、災害出動の際は車路を横断するとともに、緊急車両が市役所敷地内を通行しなければならず、歩行者との接触危険がある。
- ・ ホースタワー、ホース洗浄場所及び訓練施設等の機能が備わっておらず、その度に他署所への出向が必要となっている。

### イ 署所の老朽化について

本市消防本部の庁舎はすべて耐震化されているものの、老朽化が著しい消防庁舎があり、大規模災害時の継続的な消防機能の確保や防災拠点としての機能が果たすために、早期の再整備が求められる。

【消防庁舎の概要】

令和5年現在

種別	竣工年	築年数	構造	延面積 m <sup>2</sup> 庁舎部分のみ	敷地面積 m <sup>2</sup>	耐震 (改修)
消防本部 ・小田原消防署	H6年	29年	鉄筋コンクリート造3階建	3,931.80	3,779.10	耐震構造
南町分署	H18年	17年	鉄筋コンクリート造4階建	1,127.32	886.33	耐震構造
荻窪出張所 (市役所内)	S51年	47年	鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建	168.83	—	改修済
栢山出張所	S63年	35年	鉄筋コンクリート造2階建一部 鉄骨造平屋建	795.24	1,365.23	耐震構造
成田出張所	R2年	3年	鉄筋コンクリート造2階建	1,116.21	1,480.02	耐震構造
足柄消防署	S47年	51年	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階	1,313.00	3,719.26	改修済
松田分署	S47年	51年	鉄筋コンクリート造2階建	882.95	895	改修済
山北出張所	※予定 R5年	1年	鉄筋コンクリート造3階建	744.24	1,343.89	耐震構造
岡本出張所	R2年	3年	鉄筋コンクリート造2階建	611.83	1,130.55	耐震構造
中井出張所	H23年	12年	鉄骨造1階建	288.06	1,311.00	耐震構造

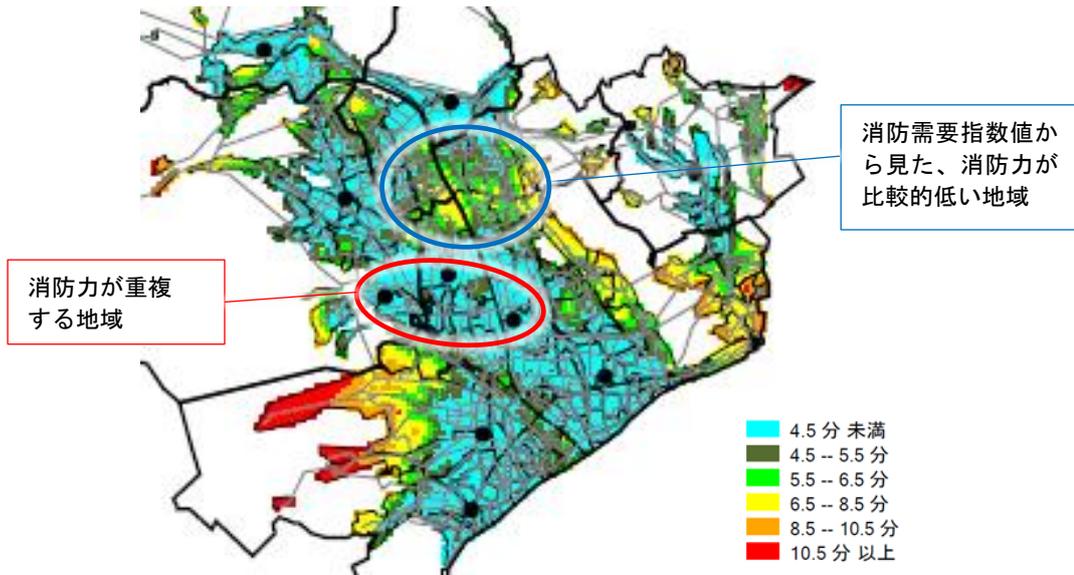
#### (4) 消防力の不均衡

##### ア 消防署所配置

成田出張所（令和3年2月運用開始）が比較的消防力の低い地域をカバーできるようになり全管轄区域における消防需要に対する対応力は向上しているが、依然として比較的消防力の低い地域は存在する。

また、消防の広域化により、庁舎間の距離が近い署所が存在し、その消防力が重複する地域が発生するなど、消防力の不均衡の解消には至っていないことから、消防署所の配置のさらなる見直しが必要となる。

【消防署所からの走行時間を色分けした図（拡大図）】



出典：消防力適正配置調査報告書（（一財）消防防災科学センター）

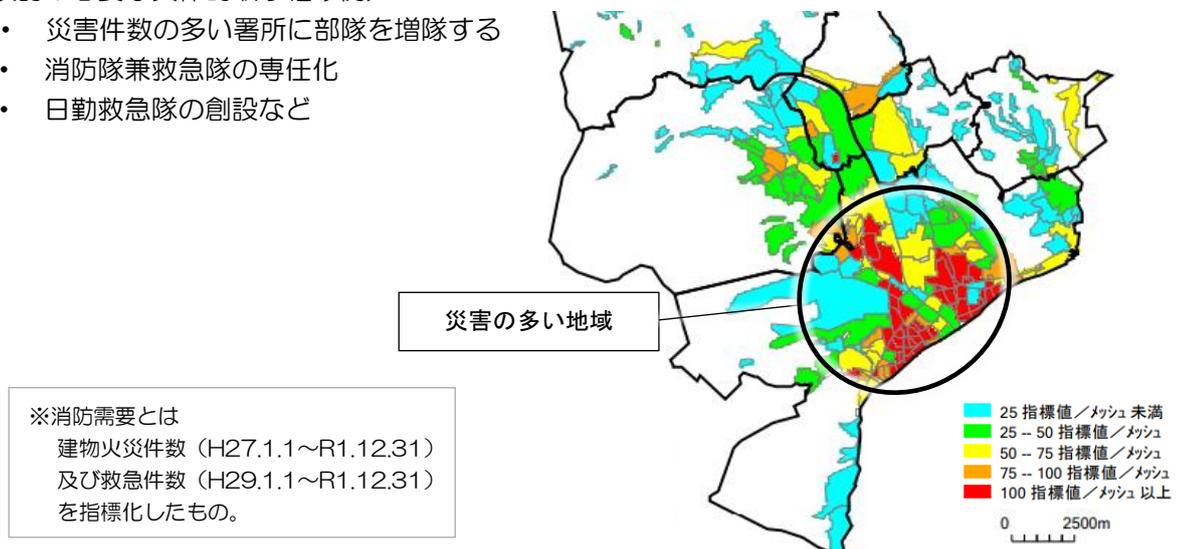
##### イ 消防需要に応じた部隊の配置

1次計画では再整備対象署所について適正配置を検討してきたが、現状、災害件数は地区により格差があり、消防需要※に応じた消防部隊や消防車両等の配置の検討が必要となっている。

（検討が必要な具体的取り組み例）

- ・ 災害件数の多い署所に部隊を増隊する
- ・ 消防隊兼救急隊の専任化
- ・ 日勤救急隊の創設など

【消防需要の分布】



※消防需要とは  
建物火災件数（H27.1.1～R1.12.31）  
及び救急件数（H29.1.1～R1.12.31）  
を指標化したもの。

出典：消防力適正配置調査報告書（（一財）消防防災科学センター）

(5) 救急需要の増加、多様化

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や感染患者の増加、環境や生活様式の変化等により救急需要は多様化している。

また、高齢化の進展等により救急需要は今後とも増大する可能性が高く※、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要である。

これらの状況を踏まえ、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供するかは、救急業務に係る主要な課題となっている。

【本市消防本部の救急出動件数推移】



【全国の救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移】



(出典：令和4年版消防白書)

(注) 近年、一貫して増加傾向にあった救急出動件数・搬送人員が減少に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う衛生意識の向上や不要不急の外出自粛といった国民の行動変容により、急病、交通事故及び一般負傷等の減少に繋がったことなどが考えられる。

## (6) 訓練施設のあり方

消防が住民の生命・身体・財産を災害から守るためには、様々な災害を想定した日々の訓練の積み重ねが欠かせず、訓練施設及び訓練スペースの充実が必要である。本市では、「※小田原市消防訓練施設における基本的な考え方」に基づき、訓練施設の積極的な整備を推進する。

※「小田原市消防訓練施設における基本的な考え方」

本市消防職員の大量定年退職期（令和 15 年度から 8 年間で約 3 分の 1 の職員が入れ替わる。）を目前に控え、全国的にも後を絶たない消防職員の殉職を未然に防ぐことなどを目的とし、実戦的かつ効果的な訓練施設の整備を積極的に推進していく。

【訓練施設例】

- ・ （仮称）消防訓練センター
- ・ 署所の訓練施設

## (7) 女性職員の執務環境整備

国の方針を基に、女性職員の更なる活躍に向けた取組を強化し、女性職員が生き生きと職務に従事できるよう、積極的な環境整備を推進する。

（参考）

- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の施行に伴う消防本部の対応について」（平成 27 年 9 月 28 日消防庁消防・救急課長通知）
- ・ 「女性消防吏員の活躍の場を広げるために、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進すること。」（引用：消防白書）

## (8) 脱炭素社会の実現に向けた取り組み

本市気候変動対策推進計画では、脱炭素化に係る中期目標を「2030 年度に二酸化炭素排出量を 2013 年度比 50%削減」としている。

そのため、消防本部においても脱炭素化社会の実現に向け、新築庁舎に限らず消防施設全体を対象に、次の取組を積極的に推進する。

（取り組み例）

- ・ 建物の省エネ化  
（複層ガラス、熱交換形換気機器、LED照明・人感センサー及び高性能断熱材の導入など）
- ・ 太陽光発電設備の導入
- ・ 建物の木造化や内装等の木質化、木材を原材料として使用した備品の導入 など

## 9 消防署所再整備方針

消防署所については、平常時の消防・救急業務に加え、大規模災害発生時には応急活動の中核となるなど、防災拠点としても重要な役割があることから、発災時にその機能を損なうことのないよう、消防力の整備指針（消防庁告示）に基づき、都市形態の変化や市街地の形成状況、都市計画道路の整備状況、更には科学的分析結果<sup>※</sup>等を踏まえ、老朽化の理由などで再整備が必要な消防署所を整備する。

また、署所を再整備する際、科学的分析結果に基づき適正配置することで、管轄エリア全体での運用効果が向上またはおおむね維持できる場合には、人口推計や社会情勢等を鑑み、署所数の効率化も検討していく。

署所を効率化する場合、対象地域への影響を最小限とするため、消防部隊や消防車両等の配置を検討する必要がある。

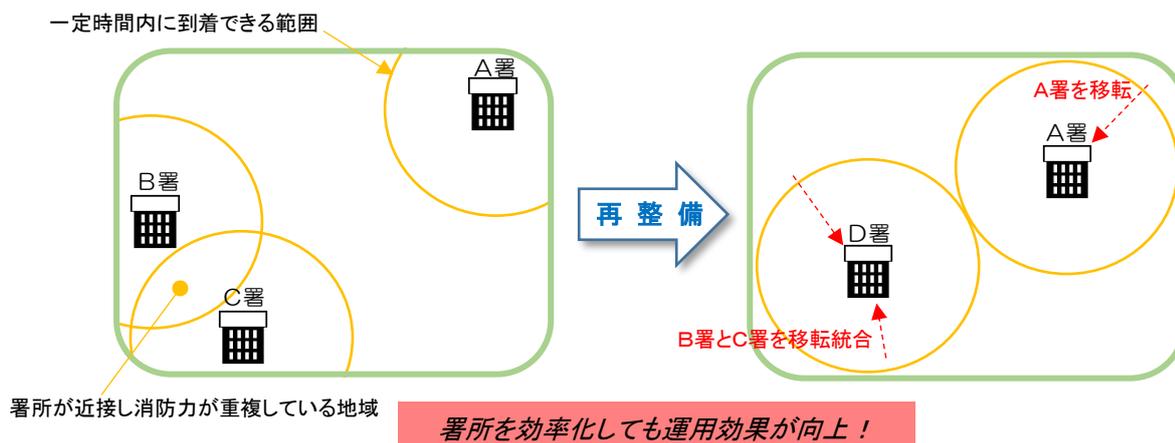
### 署所再整備により想定される効果

- 消防庁舎の老朽化等の課題解決による消防対応力の向上
- 市街地形成や社会情勢等の変化に合せた消防組織体制の構築
- 消防署所の効率化による財政効果の創出

※ 科学的分析結果とは

（一財）消防防災科学センターに業務委託した消防力適正配置調査の結果（管轄区域の人口データや過去の災害データ、道路データ等を基に、現有消防力を効果的かつ効率的に配置するための科学的な分析・検証等を行う調査）

### 【適正配置結果等により署所を効率化した場合のイメージ】



## 10 再整備対象署所の選定

管内全域の運用効果を最も高めるためには、全ての署所を再整備の対象とすることが望ましいが、費用や事業用地確保等の面から現実的な施策とはいえないことから、庁舎の老朽化や消防力の適正配置等の理由等により、本計画期間中の再整備対象とした。

【再整備対象署所と再整備の主な理由】

種別	庁舎の老朽化	消防力の重複	執務環境や消防施設機能の課題	女性用当直施設の有無	再整備検討対象
消防本部 ・小田原消防署	比較的古い		・広域化後の部隊増強に伴う車両や職員の増加により車庫や執務スペース等が狭い。	有	—
南町分署	比較的新しい		適切	有	—
荻窪出張所 (小田原市役所内)	—		・執務室、車庫、防火服装室及び生活スペース等が分散されており、消防署の機能が十分ではなく、活動に支障がある。 ・消防ホース洗浄乾燥ができない。	無	対象
栢山出張所	比較的古い	● ●	・給排水設備や電気設備の老朽化など全体的に大規模改修が必要。	有	対象
成田出張所	新しい	●	適切	有	—
足柄消防署	とても古い		・給排水設備や電気設備の老朽化など全体的に大規模改修が必要。	有	対象
松田分署	とても古い		・外壁の防水、給排水設備や電気設備の老朽化など全体的に大規模改修が必要。 ・車庫前スペース不足で出庫や帰署時危険な状況。	有	対象
山北出張所 ※令和5年度竣工予定	新しい		適切	有	—
岡本出張所	新しい	●	適切	有	—
中井出張所	比較的新しい		・消毒室が別棟であるが、概ね適切	無	—

※色付きセルが再整備の主な理由

※【庁舎の老朽化(竣工からの経過年数)】

・とても古い:50年以上 ・比較的古い:25年~49年 ・比較的新しい:10年~24年 ・新しい:9年以下

荻窪出張所(車庫棟)



栢山出張所



足柄消防署



松田分署



■ 再整備対象署所

署所名	理 由
荻窪出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執務室、車庫、防火服着装室及び生活スペース等が分散されていることから消防署の機能が十分ではなく、活動に支障がある。</li> <li>・ 特に、災害出動の際には、指令書を受ける執務室と防火服着装場所及び車庫棟の建屋が違うため、屋外を移動せざるを得ず、その動線には市役所一般来客者の車両が通行する車路を横断することから<b>危険な状況</b>。</li> <li>・ また、消防車等の出動に際しては、公道に出るまでには市役所一般来客者の車両が通行する車路を共有しながらの緊急走行となり、さらには、市役所駐車場から市役所庁舎へ向かう歩行者の通路を横断することから、<b>危険な状況</b>。</li> <li>・ 消防ホースの洗浄乾燥ができない。</li> </ul>
栢山出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築 34 年を経過し、老朽化により給排水設備、電気設備及び空調設備等の大規模改修が必要。</li> <li>・ 岡本出張所及び成田出張所と<b>消防力が重複</b>している。</li> </ul>
足柄消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>築 50 年を経過</b>し、老朽化により外壁・屋上防水工事、給排水設備、電気設備及び空調設備など大規模改修が必要。</li> </ul>
松田分署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>築 50 年を経過</b>し、老朽化により外壁防水工事、給排水設備及び電気設備など大規模改修が必要。</li> <li>・ 車庫前スペースが少なく、出庫時や帰署時などに危険な状態であるとともに、始業点検が十分に実施できない。</li> <li>・ 消防隊等が訓練できる環境（場所）が未整備。</li> </ul>



11 事業スケジュールの一例（出張所規模）

内容	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目～
庁舎再整備	・ 用地選定	・ 各署所設計指針策定	・ 工事関連調査 ・ 基本計画策定	・ 基本設計 ・ 実施設計	・ 建設工事	・ 竣工
訓練施設仕様検討		・ 訓練施設の仕様検討	基本計画に反映			

※本工程は見込みであり状況に応じて変更となる可能性がある。

## 持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書について

### 1 経 過

持続可能な消防団体制のあり方検討委員会では、持続可能な消防団体制を構築するため、令和4年度（2022年度）に消防団が自ら委員会を立ち上げ、現状の課題等进行分析し、将来の小田原市消防団のあり方及び方向性について検討を重ねた。その検討結果を令和5年（2023年）2月24日に「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」として取りまとめ、令和5年3月8日に消防団長から小田原市長に提出した。

### 2 小田原市消防団の現状と課題と持続可能な消防団体制のあり方に関する提言（消防団の方針）の概要

#### (1) 消防団員の確保について

番 号	項 目	現状と課題	消防団の方針
①	分団配置について	・分団ごとに受け持つ人口や面積に大きな差異がある。	・地勢や地域特性等を考慮しつつ分団及び班体制に係る一定の配置基準について検討していく。
②	消防団員数について	・全ての分団で消防団員の確保が困難である。	・各分団の消防力や、地域の状況を十分に考慮した上で、機能別消防団員や消防団支援隊の活動範囲の拡大等について検討していく。

(2) 消防団の活動について

番号	項目	現状と課題	消防団の方針
①	消防団の広報活動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団の必要性や役割等を市民に広く理解してもらうため、消防団に対する理解の促進を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間広報計画を立て、各分団が計画に沿って広報活動を行える体制を構築していく。</li> <li>特に小・中学校等の若年層に対する広報活動を積極的に行っていく。</li> </ul>
②	消防団の災害活動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団の役割が多様化している中で、災害種別に応じた訓練の機会や訓練場所がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害種別に応じた訓練ができるよう、消防団員の教育訓練の充実を図っていく。</li> </ul>
③	女性消防団の活動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団待機宿舎にトイレ等の女性用施設がないなど、女性団員を受け入れる環境が整っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分団で女性団員の採用の仕組みを検討するとともに、消防団待機宿舎で女性団員が利用できるスペースを順次確保し体制を整備していく。</li> </ul>
④	消防団運営事務について	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動報告書等の全ての様式が紙ベースで運用されているため、業務量が増加し煩雑化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団DXの推進により、消防団員等の事務負担の軽減及び活動の充実強化を図る。</li> </ul> <p>※令和5年度予算計上</p>

### (3) 消防団の施設及び装備・資機材について

番号	項目	現状と課題	消防団の方針
①	消防団待機宿舎について	・機能的に不十分な施設が多い。	・大規模地震等の災害時に地域の防災拠点となるよう、原則として各分団に拠点待機宿舎を1施設整備していく方向で検討していく。
②	消防団車両・小型動力ポンプについて	・地域特性に見合った車両等の配備が必要である。	・地域特性等を考慮しながら、分団毎に検討していく。
③	消防団資機材・装備について	・消防庁が定める「消防団の装備の基準」に従い、段階的に整備を進めていく必要がある。	・消防庁が定める「消防団の装備の基準」に基づき計画的に整備していく。

### 3 今後のスケジュール

令和5年度から令和6年度（2024年度）にかけて、持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書の内容に基づき、「消防団待機宿舎の拠点化」を軸に、消防団と協議しながら検討を進める。

その結果を踏まえ、実行計画を策定し、消防団と情報共有を図りながら、令和7年度（2025年度）からスタートする「小田原市総合計画第2期実行計画」に反映させていく予定である。

---

持続可能な消防団体制のあり方に関する

# 提言書

---

令和5年2月24日

持続可能な消防団体制のあり方検討委員会

# 1 はじめに

消防団は、地域の安全と安心を守る地域防災組織の要として、火災活動や地域の防災活動等に重要な役割を担っています。特に、東日本大震災以降、防災意識の高まりに加え、消防団に寄せられる期待も大きくなっており、一層の有事即応性や組織の充実強化が求められています。

こうした中、消防団員確保が困難となってきているほか、近年における就業構造や産業構造の変化等から、消防団員に占める被雇用者の割合が増加し、昼夜の地域防災力に差異が生じている等、全市的な観点から消防団の組織力向上に努める必要があります。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）」において、消防団員は、「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と定義され、地域防災における消防団員の重要性と充実強化のための施策が示されています。

持続可能な消防団体制のあり方検討委員会では、持続可能な消防団体制を構築するため、現状の課題等を分析し、将来の小田原市消防団のあり方及び方向性について検討を重ね、その結果を「提言書」として取りまとめました。

本提言書を踏まえて、小田原市をはじめ、国や県、関係機関等に働きかけを行い、円滑かつ迅速に施策の展開を図って頂き、早期に持続可能な消防団体制が構築されることを期待します。

## 2 小田原市の災害

小田原市の災害を 400 年ほど遡ってみると、小田原市では火災、風水害、地震が発生し大きな被害が発生してきたことがわかりました。

【表 1】小田原市の災害

西暦	和暦	災害の内容
1611	慶長 11	小田原大火、千余軒消失。
1633	寛永 10	駿河、伊豆、相模に大地震あり小田原城大破、死者 150 人、熱海に津波。
1645	正保 2	藩屋敷から出火し護摩堂筋寺町、新宿通り御番所、袋町など町家に燃え移り残らず焼き尽くす。
1647	〃 4	武蔵、相模に地震あり、城内の石垣崩れる。
1648	慶安元	関東諸国に地震あり、城崩れ小田原領潰家多。
1660	万治 3	この年風水害多く、酒匂川大洪水となり堤防決壊。
1673	延宝元	大風雨あり城中、侍屋敷、町中家屋など 1,229 軒大破又は潰家、その他船、田畑に大被害。
1676	〃 4	大風雨あり、酒匂川、早川の出水、領内 371 戸倒潰、他に船多数破損。
1684	貞享元	大地震で天守閣崩れ、町の大半焼失し死者 3,000 余人。

1703	元禄 16	江戸、小田原に大地震あり、小田原城崩れ城下の町家など破潰消失する、領内潰家 9,540 戸、死者 2,308 人。
1707	宝永 4	関東に大地震あり相当の被害を受けた、また、富士山の大噴火があり、降灰が積り領内の農業が大被害を受けた。
1708	〃 5	大雨のため酒匂川大洪水となり足柄平野西部に富士山噴火の降灰を押し出す。
1711	正徳元	酒匂川大洪水で堤防決壊し、田畑流失大被害。
1714	〃 4	小田原宿西隣板橋村から出火、小田原宿に飛火し本町の間屋にあった金銀一萬参千両焼失する。
1734	享保 19	小田原藩家臣の家から出火、武家 118 戸、町家 990 戸、社寺 23 軒焼失。
1782	天明 2	相模国に烈震、小田原では城及び城下町領内に大被害を受けた。
1791	寛政 3	関東大風雨、酒匂川大洪水となり堤防決壊。
1812	文化 9	箱根宿で火事があり、本陣 6、脇本陣 2 などを含む 136 軒焼ける。
1817	〃 14	小田原城下筋違橋中程から出火、南西の風強く宿場の過半を焼失、焼失家屋 1,601 軒、焼死者 126 余人。同年、竹ノ花、須藤町、大工町が焼失。
1819	文政 2	小田原宿山角町から出火、筋違橋町、西海子、茶畑裏焼失。
1843	〃 15	小田原地方を中心に大地震、小田原城破損。
1853	嘉永 6	江戸、東海諸国に大地震あり、潰家 2,200 戸、死者 79 人。
1867	慶応 3	小田原宿の大火、上幸田藩士湯殿から出火し林角に飛火、台宿町から壱丁目、青物町、高梨町を海岸まで焼きはらい、山側は宮ノ前、高札場、海側本町中程まで、裏町は千度小路から代官町無量寺の門前を境に 5~600 軒焼く。
1877	明治 10	小田原海岸に大波が打ち寄せ、流失家屋 15、全壊 65、その他 59 戸に及ぶ。
1884	〃 17	台風により海岸地方の家潰崩 22 戸、半潰 150 戸、破損 1,075 戸に及ぶ。
1887	〃 20	新玉 1 丁目から万年 1 丁目まで、焼失 110 戸。
1890	〃 23	幸 1 丁目、4 丁目、万年 3 丁目など焼失 115 戸。
1891	〃 24	筋違橋付近焼失 120 戸。
1892	〃 25	緑町火事、焼失 66 戸。
1902	〃 35	風水害、高潮により海岸一帯に被害甚大、死者 12 人、負傷者 184 人、流失家屋 293 戸、全壊 144 戸、このときの最大瞬間風速 48.5 メートル。
1923	大正 12	関東大震災、小田原町の被害死者 333 人、焼失家屋 2,126 戸。
1941	昭和 16	豪雨により早川堤防決壊。
1945	〃 20	空襲により万年町、幸町の一部火災、焼失家屋 402 戸、死者 48 人。
1947	〃 22	カスリン台風により早川堤防決壊。
1948	〃 23	アイオン台風により早川堤防決壊。
1949	〃 24	キティ台風により早川堤防決壊。
〃	〃	緑町火災、全焼 41 戸。
1951	〃 26	万年町大火、全焼 282 戸。
1973	〃 48	中町火災、全焼 27 戸。

### 3 小田原市市域の変化

小田原市は、1940年（昭和15年）12月20日の市制制定から、1971年（昭和46年）4月1日の橘町編入まで、7回の合併や編入を経て現在の市域となっています。

消防団の施設及び団員等については、合併時の協議書または覚書により「消防団については合併後も現状のままとする。」といった内容で引き継がれ、消防団組織については合併後、旧町村ごと1分団とし現在の22分団（女性分団除く）となっており、戦後からは常備消防の拡大等により消防団員数は減少に転じたものの、橘町合併以降、消防団施設及び団員数はほとんど変わらず現在に至っています。（小田原市消防団の概要は、「資料1」参照。）

つまり、現在の消防団組織、施設、団員については、明確な基準や方針により形成されたものではなく、小田原市以前の形態を引き継いできたものであることが、今回の検討に係る調査の結果、明らかになりました。

【表2】小田原市消防団の沿革

年	消防団の動き	合併変遷
昭和14年	消防団令に基づき消防組を改組し、小田原町警防団として組織する。	昭和15年 ・小田原町・足柄町・大窪村 ・早川村・酒匂村の一部
昭和16年	前年の市制施行に伴い、小田原市警防団として組織する。(1,381名)	
昭和23年	消防組織法施行に伴い、消防団を設置発足する。 ・組織 消防団15個分団、特設2個分団、1,237名	昭和23年 ・下府中村 昭和25年 ・桜井村 昭和29年 ・豊川村・国府津町・酒匂町・上府中村・下曾我村・片浦村 昭和31年 ・曾我村の一部 昭和46年 ・橘町
昭和46年	橘町合併に伴い、消防団を22個分団732名とする。	
平成26年	女性分団を設置し、消防団23分団752名とする。	
令和4年	消防団23分団731名(令和4年4月1日現在)	(参考) 平成25年 常備消防広域化

## 4 市街地発展の歴史と消防団施設

昭和中期の消防団施設（消防団待機宿舎等）は、現在の様に市街地が面的に発展しておらず、幹線道路に沿って散在する集落に消防団施設が整備されており、昭和後期になるにつれて、市南部に市街地が形成され、大きな街へと変わっていきました。これに合わせて道路も大幅に整備されて、集落を通る道は旧道化していきました。

現在は、市街地化は更に進み、一体の大きな市街へと変わり、更に道路も整備されましたが、小田原にも少子高齢化の影響が出ており、宅地造成は続く一方で、以前より過疎化している地域があります。

消防団施設（消防団待機宿舎等）は、かつて主要な集落の幹線道路沿いに配置されていましたが、市街化が拡大発展することで、段々と見えにくくなり、現在では狭隘な道沿いに配置されています。

小田原市内の消防団待機宿舎は全 54 施設あり、その規模・機能については、所在地により多種多様であるほか、老朽化している施設が多くあります。（「資料2」参照。）

また、1階車庫、2階待機スペースの鉄筋コンクリート造や鉄骨造のものが標準的ですが、木造、車庫のみ、公民館と合築、高架下設置など、他の特徴を持つ建屋もあり、消防団待機宿舎として必要最低限の規模・機能を有していない施設が存在します。

【画像1】第5分団4班待機宿舎



【画像2】第22分団2班待機宿舎



【画像3】第6分団2班待機宿舎



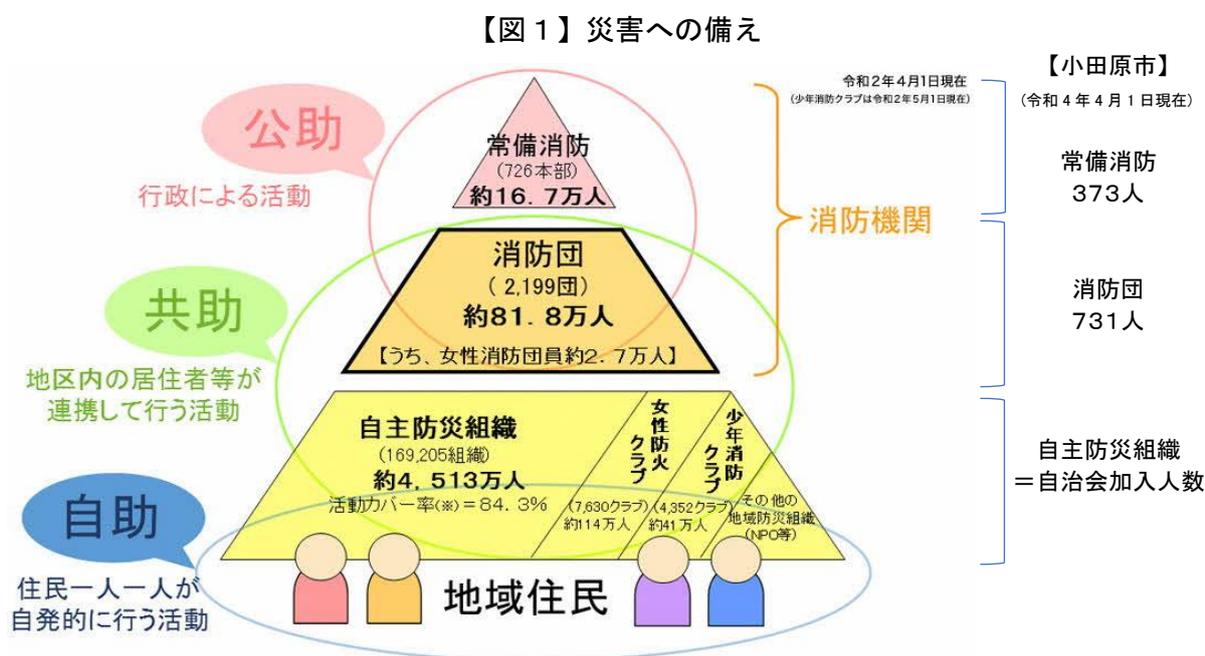
【画像4】第16分団3班待機宿舎



## 5 消防団を取巻く状況の変化

### (1) 新たな法律の制定

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験等を踏まえ、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっている現状に鑑み、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号)が制定されました。



(出典：総務省消防庁ホームページ)

【表3】新たな法律の主な内容

番号	項目	条	内容
1	団員確保	第9条～	消防団に対する地域住民の理解が深まるようにすることと併せ、自らの地域は自らで守るという意識啓発を図ることを規定
2	処遇の改善	第13条～	活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について規定
3	装備の充実強化	第14条～	消防団員の安全対策、情報伝達手段の充実を図るよう規定
4	教育訓練の充実強化	第16条～	大規模災害時に指揮者となる人員の育成、訓練内容の標準化について規定

## (2) 災害の複雑化・多様化

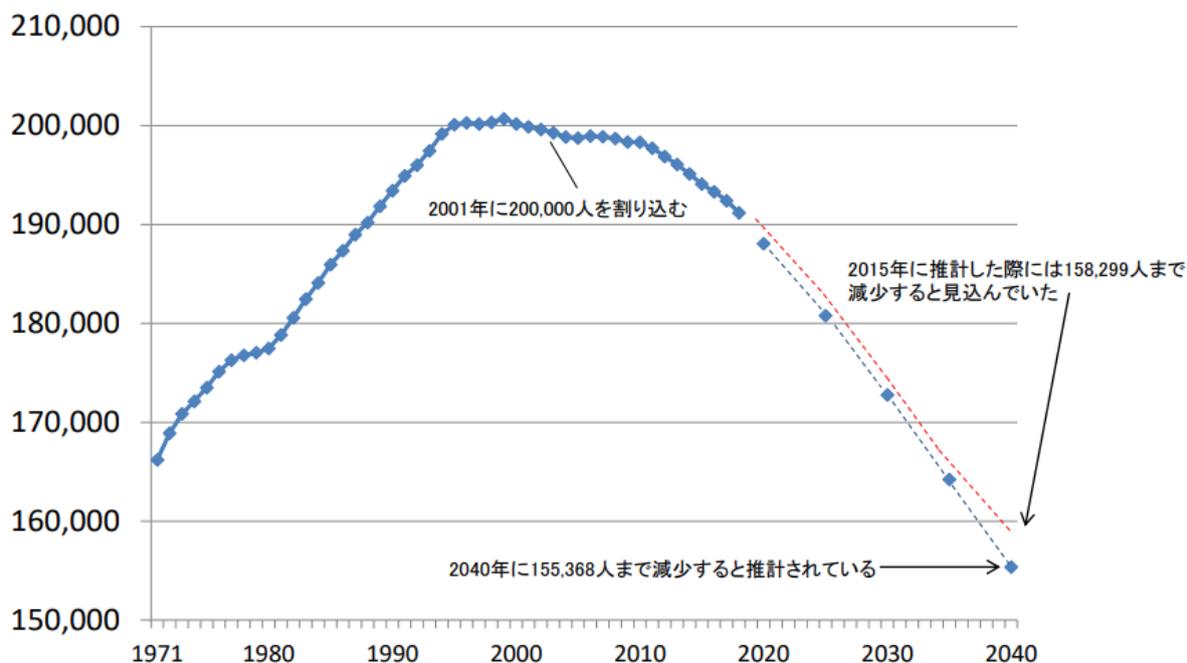
小田原市では、地震、地震火災、地震による津波、浸水（洪水、内水、高潮、高波）による被害、土砂災害（土石流、崖崩れ）、噴火による降灰等の自然災害全般など、あらゆる災害が想定されているほか、近年の新型コロナウイルス感染症の影響によって、より複雑・多様化してきている災害にも適切に対応していくため、更なる消防体制の整備・確立が求められています。

## (3) 社会経済情勢の変化

消防団の役割が大きく期待されているなか、消防団を取り巻く社会環境は年々変化しています。国立社会保障人口問題研究所の推計によれば、2010年から2050年の40年間で、全国における人口減少および高齢化がかつてないスピードで急激に進行することとなります。

高齢者の増加に伴い、災害時要援護者の数が増加していくことが想定されることから、消防防災活動における対応力の更なる強化が必要となっています。一方、こうした人口減少に伴う人口の低密度化や、特に若年層の減少に伴い、消防体制を支える人員の確保が難しくなること、地方財政が厳しい環境におかれていることなどを踏まえ、人的・物的資源が限られているなかで、地域防災力の強化を工夫していくことが求められています。

【図2】小田原市の人口推移・人口予測



※1971～2019年は市統計月報より。

※2020以降5年ごとの数字は国立社会保障・人口問題研究所 人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ「将来推計」（令和元年度推計）。

## 6 小田原市消防団の現状と課題

小田原市消防団が抱える現状と課題を把握するため、持続可能な消防団体制のあり方検討委員会及び作業部会での検討のほか、各分団の分団長や副分団長等により構成する各地域のブロックミーティングにおいて意見や要望等の吸い上げを行いました。

これまでの分析や検討結果を踏まえ、持続可能な消防団体制を構築するために解決しなければならない重要課題等を整理し、持続可能な消防団体制の構築に向けた対応策について提言していくこととします。

### 重要課題 1

### 消防団員の確保について

全国的に消防団員数が年々減少する中、本市消防団においても若年層の流出や地域活動に対する意識の希薄化等により、全ての分団において消防団員確保に苦慮している状況となっています。中には、地域と協力し消防団員確保を行っている分団もありますが、新入団員を確保できない分団が出てきているのが現状であり、現在の消防団員数を継続的に維持していくことは困難な状況となっています。

#### (1) 分団配置について

現在、小田原市消防団は22分団に女性分団を加えた23分団で組織していますが、分団ごとに地勢や地域特性が違うほか、地域との関係性も様々です。現在の消防団組織は、合併以前の旧町村の体制を引き継いだもので、本市の現状に適した規模や配置にはなっていないことから、現在の自治会連合単位や中学校区での分団再編について検討しましたが、消防団のみならず、地域住民等の混乱を招く恐れがあることから、当面の間は、現状の分団配置のまま維持していくことが望ましいという検討結果となりました。

しかし、各分団に配置されている「班」については、分団ごとに大きな差異があります。例えば、分団の受持人口が最も多い17分団には1班と2班を統合した待機宿舎が1棟、他方で受持ち面積が広い22分団は7班で待機宿舎は8棟となっており、1棟あたりの受持人口には10倍以上の開きがあります。

【表4】分団比較

分団	受持人口	団員数	班数(待機宿舎数)	1待機宿舎あたり人口
17分団	15,915人	30人	2班(1棟)	15,915人
22分団	12,128人	92人	7班(8棟)	1,516人

現在の消防団組織、施設、団員については、明確な基準や方針により形成されたものではなく、小田原市以前の形態を引き継いできたものであることから、消防団

ではなく「分団単位」で独自に運営されてきた経緯があるため、「自らの分団以外の分団のことは知らない」ことが要因となり、結果的に班配置等に大きな差異が生じている状況となっています。

## (2) 消防団員数について

人口減少、少子高齢化が進行するなか、全ての分団（班）で消防団員の確保が困難になっており、地域の安心・安全をどのように確保していくか検討を進める必要があります。また、産業・就業構造の変化により「被用者」の割合は大幅に増加していることから、昼間の活動団員確保が課題となっています。

更に、若年層の新入団員が少なくなっているため、団員の年齢層が次第に高くなってきている状況となっています。

【表5】平均年齢比較

時点年月	消防団員数	平均年齢	平均勤続年数	被用者率
2012年4月	732人	39.8歳	8.7年	66.8%
2022年4月	711人	44.5歳	12.3年	69.5%

※2022年4月のデータは比較のため女性分団員を除いた数値。

## 重要課題2

### 消防団の活動について

消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を担うこととなります。また、平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしていますが、消防団が更に活動しやすくしていく必要があります。

#### (1) 消防団の広報活動について

地域防災力の充実を図るため、消防団の必要性や役割等を市民に広く理解してもらうため、あらゆる機会をとらえて広報啓発活動を行い、消防団に対する理解の促進を図る必要がありますが、小田原市消防団としての広報計画がないため、ほとんどの分団で広報活動を行っていない現状があります。女性分団等、中には、広報活動を行っている分団もありますが、分団によって広報の内容に相違がある状況で統一的な広報が行われていない状況となっています。

#### (2) 消防団の災害活動について

消防の広域化等により、常備消防力の充実化が図られている状況のもと、火災に

おける消防団の活動については、常備消防の補助的役割を担うとともに、残火処理等が主な任務となっています。また、近年、全国各地で大規模な地震や風水害・土砂災害などの自然災害が多発している状況に鑑み、地域防災の中核的な存在である消防団の活動にも変化が求められ、地域の安全安心を考えるうえで、その役割は更に重要となっています。

このように、消防団の役割が多様化している中で、適切な対応や迅速かつ的確な災害対応活動が求められています。災害種別に応じた訓練の機会や訓練場所がないなどの課題があります。

### **(3) 女性消防団の活動について**

女性分団の活動については、主に広報活動に限定されていることから、近年のコロナ禍の影響で、ほとんど活動できていない状況となっています。

また、女性活躍の推進の観点からも、各分団で女性団員を採用することができるようにするなど、他の男性団員と同等の活動環境を整備していくことが必要ですが、現在は、消防団待機宿舎にトイレ等の女性用施設がないなど、女性団員を受け入れる環境が整っていないことなどが課題となっています。

### **(4) 消防団運営事務について**

消防団は、災害活動や訓練等に従事した際には「活動報告書」を作成しているほか、毎月の消防団車両の運行状況等についても「運行月報」の作成が必要となっています。それ以外にも多くの報告様式が存在し、全てが紙ベースで運用されていることから、各団員は活動毎に手書きで報告書等を作成し、班長・分団長・団長から消防署まで手渡しで提出するなど、報告書等の作成に係る時間や交通費など、消防団員に大きな負担がかかっています。

また、令和4年度から、団員の士気向上につなげることを目的に、出勤報酬の団員個人への直接支給が開始されましたが、消防団員個々の出勤管理等が必要となるほか、費用弁償の計算や個人情報の管理など、消防団の運営に係る業務量の増加及び煩雑化が課題となっています。

## **重要課題3**

### **消防団の施設及び装備・資機材について**

小田原市内の消防団待機宿舎は全54施設あるほか、小型動力ポンプ専用積載車54台があるなど、多くの資機材や装備を有しているなかで、多年が経過した施設や装備等が多くあるため、更新整備に時間がかかるなどの課題があります。

#### **(1) 消防団待機宿舎について**

消防団待機宿舎は、所在地により構造や機能が多種多様であり、新耐震基準の改正建築基準法施行前に建設された施設が多いほか、トイレや待機室、駐車スペース

等が整備されていないなど、機能的に不十分な施設が多く存在しています。

また、幹線道路から外れた街路に面していない施設や、敷地から前面道路へのアプローチが狭隘な施設も多く、隣接する待機宿舎との距離に差があるため、消防団部隊の集結には大きな地域差が生じている等の課題もあります。

消防団待機宿舎は市内に 54 施設ありますが、消防団組織の再編や消防団待機宿舎用地の確保等の課題があることから、消防団施設の再整備が進んでいないのが現状です。

さらには、老朽化等により、機能維持のための改修（外壁、屋根防水、建具改修等）が必要な施設が数多く報告されているものの、十分な対応ができていない状況となっています。

【表 6】消防団待機宿舎直近 5 施設の距離比較

(道のり:m)

分団待機宿舎	直近隣接	第2隣接	第3隣接	第4隣接	第5隣接	平均
第5分団4班	2,463	4,371	5,666	6,699	7,951	5,430
第20分団1班	746	836	1,141	1,396	1,450	1,114

## (2) 消防団車両・小型動力ポンプについて

小田原市消防団は、これまで全ての分団に同型の小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ専用積載車を配置してきましたが、ベースとなる車両の環境性能への適合や、安全機能の充実等により、同じ規格の車両を使用した小型動力ポンプ積載車の更新ができなくなっています。

また、狭隘な道が多い地域や、土砂崩れや洪水、津波等の影響により孤立する可能性がある地域等には、地域特性に見合った車両等の配備が必要となっていますが、ベース車両の変更により消防団待機宿舎の駐車スペースに収まらないことや、必要な資機材が積載できないなどの課題があります。

## (3) 消防団資機材・装備について

現在も消防団活動を行う上で、必要な装備品や資機材を配備していますが、昨年の豪雨災害時の活動も踏まえ、消防団員の安全確保を図る上でも、さらなる充実が必要となっています。

消防団資機材等については、装備品の統一及び消防団員の安全確保を図るため、消防庁告示「消防団の装備の基準」（「資料3」参照。）に従い、安全装備品の整備を段階的に進めていく必要がありますが、現状においては十分に整備されているとは言い難い状況となっています。

また、ヘルメット、防火服等については整備が進められているものの、手袋やライトなどの個人装備については、現在、支給対象となっていないことから、分団や団員によって大きな差異が生じている状況です。

【表 7】 消防団装備状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

品名	数量	摘要	品名	数量	摘要
デジタル簡易無線機	137 台	班長以上等	発電機	58 台	1班1台
受令機	58 台	車両ごと及び副団長以上	救命胴衣	303 着	各分団
チェーンソー	58 台	1班1台	拡声器	58 台	1班1台
エンジンカッター	58 台	1班1台	担架	58 本	1班1本
防火衣一式	580 着	1班 10 着	防塵マスク	108 個	車両1台2個
投光機	58 台	1班1台	防塵めがね	270 個	車両1台5個

【図 3】 消防団装備の例



## 7 持続可能な消防団体制のあり方に関する提言

持続可能な消防団体制を構築するため、現状の課題等を分析し、将来の小田原市消防団のあり方及び方向性について検討した結果を「消防団の方針」及び「小田原市等に対する意見・要望」として取りまとめ、小田原市消防団からの提言とします。

なお、提言内容は、「消防団待機宿舍の拠点化」を軸に、消防団の方針が検討されています。

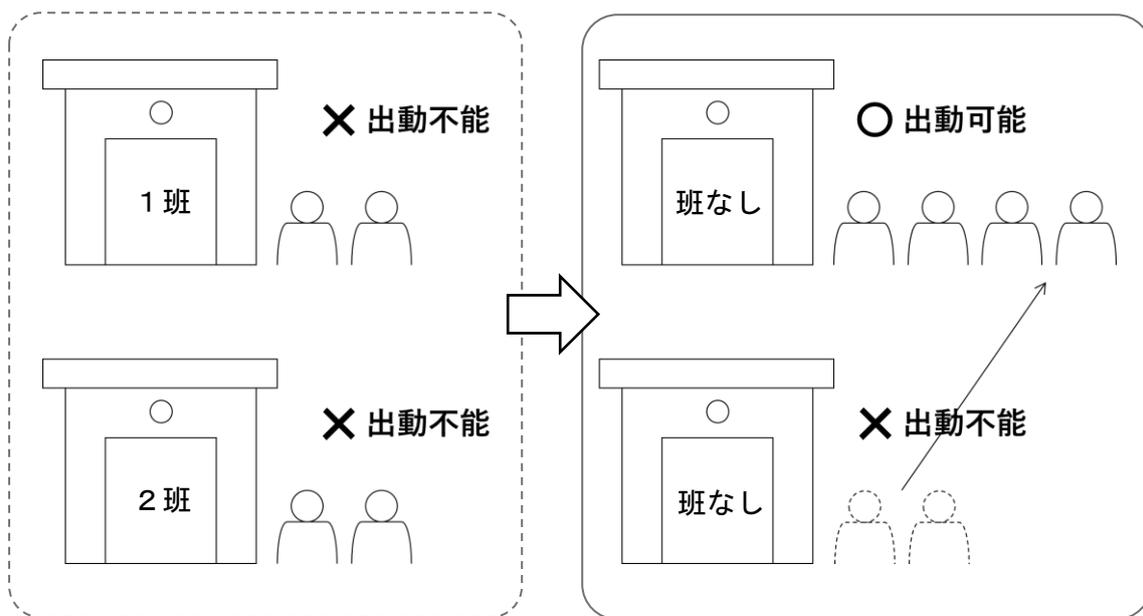
## (1) 消防団の方針

### ア 分団配置について

分団配置については、消防団のみならず、地域住民等の混乱を招く恐れがあることから、当面の間は、現状の分団配置のまま維持していくこととします。

なお、各分団に配置されている「班」については、分団ごとに大きな差異があることから、地勢や地域特性等を考慮しつつ、分団及び班体制に係る一定の配置基準について検討していくとともに、消防団待機宿舎の拠点化と併せて、班の再編成や分団の受持ち範囲等の変更等について検討するなど、消防団員が活動しやすい環境を計画的に整えていくこととします。

【図4】班配置の検討例



⇒班ではなく、分団単位でとらえた運用に変更することで、班ごとに消防団員が集まらなくても、分団単位であれば出動可能な体制を構築する。

### イ 消防団員数について

消防団員数については、消防団全体として小田原市の人口減少、少子高齢化の進行状況に合わせて、適正な消防団員数を配置していくこととします。

具体的な施策としては、消防団待機宿舎の拠点化の検討と併せて、段階的に班を再編整理していき、必要な分団員数についても時々の受持ち人口や地域特性等を考慮しながら、分団毎に検討していきます。

また、大規模災害時等に限定して対応する消防団支援隊の位置づけ等につい

て、機能別消防団制度の活用等を検討していくほか、分団の応援区域の見直し等の代替え施策をとったうえで、消防団員数の効果的かつ効率的な見直しを検討していきます。

【表 8】消防団員数の段階的な適正化の流れ

STEP 1	STEP 2	STEP 3
<ul style="list-style-type: none"> <li>分団別地域特性等の整理</li> <li>目標値の設定(定数 1 割減等、一定基準の検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団待機宿舎拠点化の検討(1分団あたりの団員数、機能別消防団等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団待機宿舎拠点化</li> <li>団員、班、車両等の整理</li> <li>分団応援区域の見直し</li> </ul>

※消防団員の適正化に併せて消防団行事や研修、訓練等についても効率化し、団員1人あたりの負担を軽減する。

※本来の消防団業務で団員数を検討することとし、地域の催事等、地域活動とは区別する。

＜機能別消防団＞

機能別消防団とは、能力や事情に応じて特定の活動のみを行う消防団員(分団)であり、活動内容を限定することにより、消防団の災害対応能力の向上及び消防団員の確保が期待できる。

## (2) 消防団からの提言

- ・将来的な人口変動等を想定した中で、小田原市消防団の条例定数については、適正化(人口に見合った消防団員数)の検討が必要であると考えます。
- ・ただし、相対的に消防力の低下を招かないよう、団員個人の着実な技術向上や意識改革、組織としての指揮統率の徹底が重要となります。
- ・消防団員数を削減する場合は、団員1人あたりの負担が増加することがないように研修や訓練の効率化等が必要であると考えます。
- ・各分団の消防力や、地域の状況を十分に考慮した上で、機能別消防団員(分団)や消防団支援隊の活動範囲の拡大などについて制度化すべきであると考えます。

<b>提言 2</b>	<b>消防団の活動について</b>
-------------	-------------------

## (1) 消防団の方針

### ア 消防団の広報活動について

地域防災力の充実を図るため、消防団の必要性や役割等を市民に広く理解してもらう必要があることから、あらゆる機会をとらえて広報啓発活動を行っていきます。

小田原市消防団として、一貫した広報活動を実施していくため、年間広報計画を立て、各分団が計画に沿って広報活動を行える体制を構築していきます。

特に、小・中学校等の若年層に対する広報活動を積極的に行っていきます。

## イ 消防団の災害活動について

消防団の役割が多様化している中で、適切な対応や迅速かつ的確な災害対応活動が求められていることから、災害種別に応じた訓練ができるよう、神奈川県消防学校の施設を利用した訓練の実施のほか、消防団待機宿舎の拠点化と併せた消防団訓練施設の検討など、消防団員の教育訓練の充実を図ります。

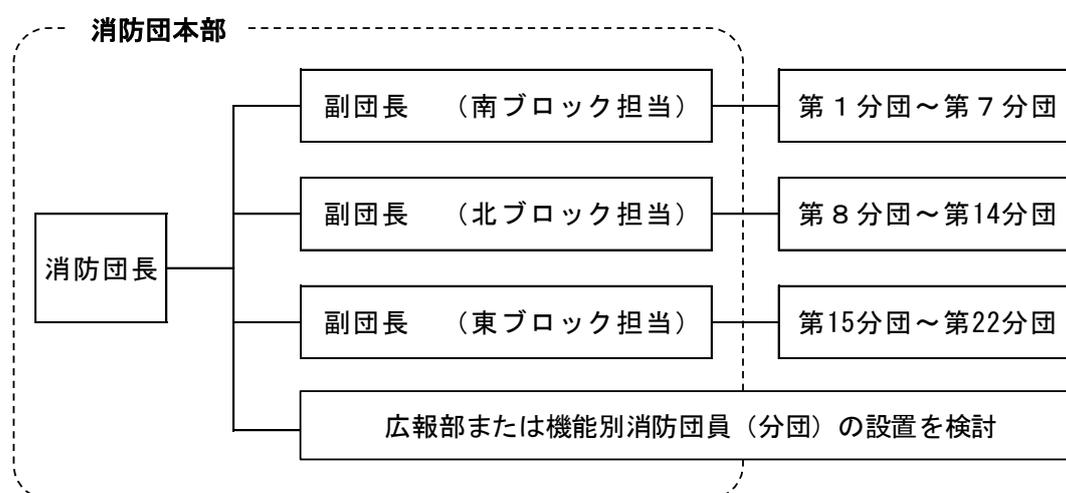
## ウ 女性消防団の活動について

女性活躍の推進及び、消防団員の確保に対する対応策の一つとして、各分団で女性消防団員を採用していく仕組みを検討していきます。

まずは、消防団待機宿舎に女性団員が利用できるスペースを順次確保していくこととし、環境が整った分団から女性団員の採用を開始するなど、徐々に体制を整備していきます。

また、女性分団の見直しを検討し、これまで女性消防団が行ってきた広報活動等については、機能別消防団の設置や消防団本部付けで「広報部」を設置するなど新たな取り組みについて検討していきます。

【図5】消防団組織体制の検討例



## エ 消防団運営事務について

消防団が行う活動報告書等の作成事務や、出勤報酬の団員個人への直接支給に伴う消防団員個々の出勤管理や個人情報管理など、消防団の運営に係る業務量の増加及び煩雑化等の課題を解消するため、消防団DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、消防団専用スマートフォン用アプリを導入し、報告事務や消防団員管理事務をデジタル化することで、消防団員等の事務負担の軽減及び活動の充実強化を図ります。

## (2) 消防団からの提言

- ・市ホームページや広報誌、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等、既存の広報媒体やポスター、チラシ等を活用し、出初式等のイベントなどで、消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇が伝わるよう積極的な広報活動が必要であると考えます。
- ・実践的な放水訓練が可能な訓練施設の整備等、消防団が訓練できる環境の整備が必要であると考えます。
- ・女性消防団員が活動しやすい環境の整備が必要であると考えます。
- ・消防団DXの推進による消防団員の事務負担軽減が必要であると考えます。

### 提言 3

### 消防団の施設及び装備・資機材について

## (1) 消防団の方針

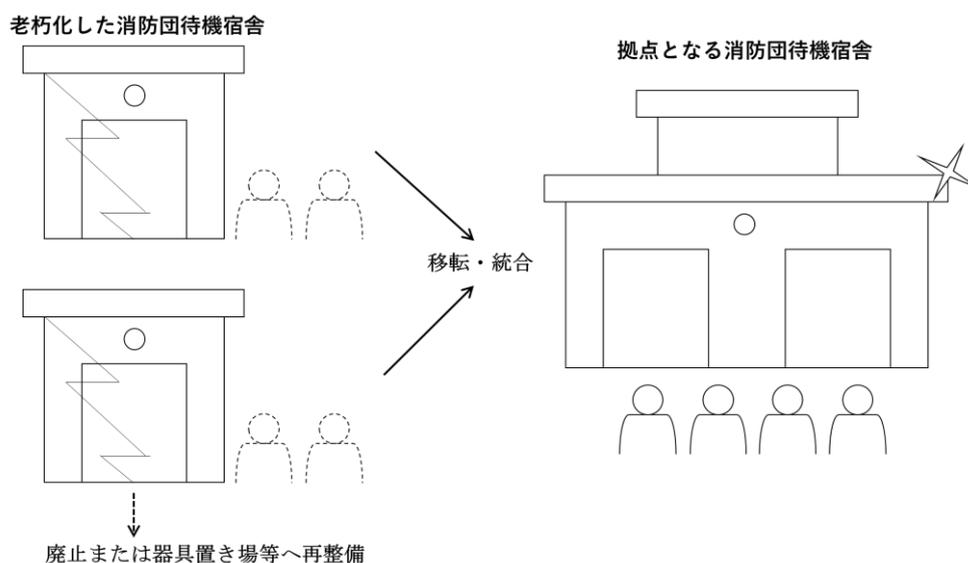
### ア 消防団待機宿舎について

消防団待機宿舎については、大規模地震等の災害時に地域の防災拠点となるよう、地域の人口や地勢及び地域特性等を考慮しつつ、原則として各分団に拠点待機宿舎を1施設整備していく方針とします。

なお、消防団待機宿舎の拠点化に伴い、現在の消防団待機宿舎については、廃止または統合を進めますが、地域の実情に合わせて消防団器具置場として活用するなど整備手法について検討していきます。

また、事業用地の条件等により拠点施設の整備が困難な場合や、地勢や地域特性により拠点化にそぐわない場合などは、その都度対応を検討することとします。

【図6】拠点となる消防団待機宿舎の



【表 9】 拠点となる消防団待機宿舎の規模等（案）

項目	内容
規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性を有し、耐火建築物とすること</li> <li>・延べ床面積は 100 m<sup>2</sup>以上を基本とすること</li> <li>・敷地には活動スペースを設けること</li> </ul>
立 地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に危険物を取り扱う施設がないこと</li> <li>・水害等の危険性がない土地であること</li> <li>・輸送用車両が迅速に運行できる道路に面していること</li> </ul>
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄品（資機材等を含む。）の搬出が迅速に行い得る構造とすること</li> <li>・上記構造により難しい場合は、搬送が迅速に行い得る設備、機械等を設けること</li> <li>・停電時においても搬出に支障をきたさないよう非常用電源設備を設けること</li> </ul>
機 能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫、研修室、更衣室、待機室、トイレ等を設けること</li> <li>・更衣室、トイレは男女別に設けること</li> </ul>
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホース洗い場、ホース乾燥タワーを設けること</li> <li>・可能なかぎり駐車場を設けること</li> </ul>

### イ 消防団車両・小型動力ポンプについて

今後の各分団に配置する車両については、分団が行っている災害対応及び地域特性を踏まえたうえで、地域の活動に即した車両等の配置を検討していきます。

具体的な施策としては、消防団待機宿舎の拠点化の検討と併せて、地域特性等を考慮しながら、必要な消防団車両や小型動力ポンプの規格及び機能、台数について分団毎に検討していきます。

### ウ 消防団資機材・装備について

多発化、激甚化している災害に備えるため、消防庁が定める「消防団の装備の基準」に準じた「安全装備品」を計画的に整備するとともに、団員の士気向上及び安全確保に資する観点から、機能性及びデザイン性の向上を図った個人装備の充実を図ります。

## （2）消防団からの提言

- ・消防団待機宿舎の整備に必要な事業用地等を確保するため、小田原市関係部局の協力が必要です。
- ・消防団待機宿舎については、年に1施設以上整備できるよう、計画的に整備を進めていく必要があると考えます。
- ・消防団待機宿舎の再整備に必要な財源（補助金等）の確保が必要です。
- ・消防団車両及び小型動力ポンプについては、消防団待機宿舎の拠点化に合わせて、計画的に整備を進めていく必要があると考えます。
- ・消防団資機材及び装備の整備については、消防庁が定める「消防団の装備の基準」に準じた装備を計画的に整備していく必要があると考えます。

## 8 委員会等の開催経過

これまでに開催した委員会等の日程、検討内容については次のとおりです。  
 なお、委員会等で取りまとめた検討内容は、分団長会議及びブロックミーティングに諮り、検討結果に対する各分団の意見を吸い上げるとともに、消防団が抱える課題等や将来の小田原市消防団のあり方及び方向性について共有を図りました。（持続可能な消防団体制のあり方検討委員会については「資料4」「資料5」参照。）

### （1）持続可能な消防団体制のあり方検討委員会

【表 10】 持続可能な消防団体制のあり方検討委員会開催状況

	開催日・場所	検討内容
キック オフミ ーティ ング	令和4年4月 25 日(月) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な消防団体制のあり方検討委員会及び作業部会について</li> <li>・持続可能な消防団体制のあり方検討委員会設置要綱について</li> <li>・検討委員及び作業部会員について</li> </ul>
第1回	令和4年5月 27 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な消防団体制のあり方検討委員会等の体制見直しについて</li> <li>・小田原市消防団の現状と課題について</li> </ul>
第2回	令和4年 10 月 28 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告書内容の確認について</li> </ul>
第3回	令和5年2月 24 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書について</li> </ul>

### （2）作業部会

【表 11】 作業部会開催状況

	開催日・場所	検討内容
キック オフミ ーティ ング	令和4年4月 25 日(月) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な消防団体制のあり方検討委員会及び作業部会について</li> <li>・持続可能な消防団体制のあり方検討委員会設置要綱について</li> <li>・検討委員及び作業部会員について</li> </ul>
第1回	令和4年5月 27 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な消防団体制のあり方検討委員会等の体制見直しについて</li> <li>・小田原市消防団の現状と課題について</li> </ul>
第2回	令和4年6月 24 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題等の洗い出しと整理について</li> </ul>
第3回	令和4年7月 29 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の重要度に応じた取り組むべきテーマの設定について</li> </ul>
第4回	令和4年8月 26 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策(解決策)及び方向性(計画)について</li> </ul>
第5回	令和4年9月 30 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告書について</li> </ul>
第6回	令和4年 11 月 25 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告書に対する委員会の意見・指示事項について</li> <li>・施策(解決策)及び方向性(計画)について</li> </ul>
第7回	令和4年 12 月 23 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策(解決策)及び方向性(計画)について</li> <li>・提言書(素案)について</li> </ul>
第8回	令和5年1月 27 日(金) 小田原市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書(案)について</li> </ul>

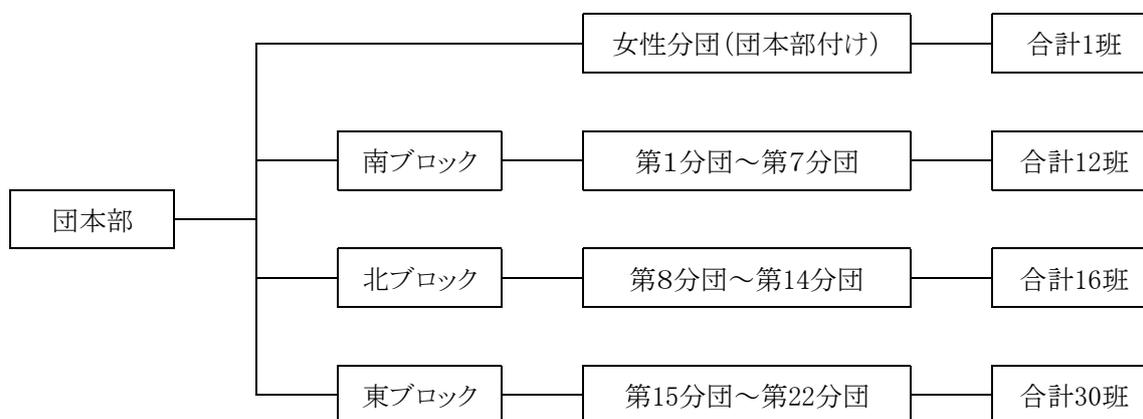
※ブロックミーティングは9回開催(東、南、北の各ブロック3回)

## 小田原市消防団の概要

(令和4年4月1日現在)

組 織	団 数	1 団
	分 団 数	23 分団
	部 数	23 部
	班 数	59 班
団 員 数	条 例 定 数	752 人
	実 員 数	731 人
	男性団員数	709 人
	女性団員数	22 人
待機宿舎	待機宿舎数	54 棟
車 両	小型動力ポンプ積載車数	54 台
報 酬	報酬額 (団長)	82,500 円
	報酬額 (副団長)	69,000 円
	報酬額 (分団長)	50,500 円
	報酬額 (副分団長)	45,500 円
	報酬額 (部長)	37,000 円
	報酬額 (班長)	37,000 円
	報酬額 (団員)	36,500 円
	報酬額 (機関員)	5,500 円
手 当	災害出場 (1日4時間以下)	4,000 円
	災害出場 (1日4時間超え)	8,000 円
	警戒出場 (1日)	3,500 円
	訓練等出場 (1日)	3,500 円
分団交付金	1 個分団当たり	75,000 円
手 当	1 人当たり	7,100 円

## 【組織概要図】



## 小田原市消防団待機宿舎一覧

分団	班	所在地	土地種別	建物構造	建設年月日等	備考
1		浜町 4-25-1	市(消防)所有 88.19 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造2階建て	令和4年12月8日建設 39.95 m <sup>2</sup>	
2		南町 1-9-36	消防署南分署	鉄筋コンクリート4階建て	平成18年8月1日 南分署開署に伴い移転	南分署と併設
3		東町 2-10-28	山王神社所有 181 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート2階建て	昭和57年3月31日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
4	1 2	早川 157-3	市(消防)所有 63.73 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート2階建て	平成3年3月31日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
5	1	石橋 320-5	市(消防)所有 31.21 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート2階建て	昭和59年12月24日建設 33.90 m <sup>2</sup>	
	2	米神 474-イ	米神自治会所有 50.32 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート2階建て	昭和52年3月2日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	3	根府川 95-2	寺山神社・自治会所有 66.82 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート2階建て	昭和63年3月15日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	4	江之浦 362-イ-1	江之浦自治会所有 56.06 m <sup>2</sup>	コンクリートブロック造 一部鉄骨造2階建て	昭和49年11月5日建設 46.50 m <sup>2</sup>	
6	1	風祭 284	風祭自治会所有	コンクリートブロック造 2階建て	昭和59年10月改築 26.752 m <sup>2</sup> 改修要	公民館(2階)と併設
	2	入生田 247	入生田自治会所有	木造モルタル2階建て	昭和56年12月27日改築 32.46 m <sup>2</sup> 改修要	公民館(2階)と併設
7		板橋 640	市(管財)所有 46.25 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造2階建て	平成元年3月15日建設 58.58 m <sup>2</sup>	
8		寿町 4-13-10	市(消防)所有 78.93 m <sup>2</sup>	鉄骨造2階建て	平成10年12月26日建設 58.5 m <sup>2</sup>	
9		扇町 2-30-13	市(消防)所有 112.40 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造2階建て	昭和59年10月20日建設 45.36 m <sup>2</sup>	
10	1	中町 1-14-8	浅見幸彦所有	鉄骨造2階建て	昭和45年頃建設(不明)	1階部分賃貸契約
	2	荻窪 896-3	市(消防)所有 68.66 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造2階建て	平成2年3月15日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
11	1	久野 1622-1	中久野自治会所有	鉄筋コンクリート造2階建て	昭和53年2月22日建設 45.00 m <sup>2</sup>	

			120.34 m <sup>2</sup> (50.77 m <sup>2</sup> )			
	2	久野 2849	欠ノ上共有地 279.45 m <sup>2</sup> (31.0 m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和 58 年 3 月 16 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	3	久野 3456	一寸木勝男所有 60.88 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和 61 年 12 月 20 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
12	1	堀之内 181-1	光明寺岩崎臣 男所有 61.61 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	平成 6 年 3 月 30 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	2	清水新田 232-1	市(水道局)所有	軽量鉄骨造2階 建て	平成 15 年 12 月 21 日建設 61.42 m <sup>2</sup>	
	3	蓮正寺 590- 20 高架下	日本道路公団 所有 261.605 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造平屋建て	平成元年 3 月 31 日建設 53.76 m <sup>2</sup>	水防倉庫 併用
13	1	府川 5	市(消防)所有 219.28 m <sup>2</sup> (134.54 m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート 造2階建て	令和2年7月 28 日建設 75.00 m <sup>2</sup>	
	2	北ノ窪 374-1	木村一彦所有 249.51 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造 2 階建て	平成 18 年 12 月 14 日建設 61.42 m <sup>2</sup>	
	3	柳新田 49	市(消防)所有 381.11 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	平成 5 年 3 月 31 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	市 350.56 m <sup>2</sup> 国 30.55 m <sup>2</sup> 所有
14	1	曾比 2691	曾比自治会所有 104.96 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和 50 年 12 月 17 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	2	栢山 836	東栢山自治会 所有	鉄筋コンクリート 造2階建て	平成 4 年 3 月 25 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	3	栢山 3279	西栢山自治会 所有	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和 54 年 2 月 24 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
15	1	飯泉 1101-1	勝福寺所有 53.00 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和 63 年 3 月 15 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	2	成田 477	市(消防)所有 166.62 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	平成 2 年 3 月 15 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	3	桑原 284-4	浄蓮寺所有 99.56 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和 56 年 3 月 16 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
16	1	鴨宮 249	JR 東海所有 99.02 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造平 屋建て	昭和 55 年 3 月 19 日建設 36.45 m <sup>2</sup>	
	2	鴨宮 555-3	市所有 928.19 m <sup>2</sup> (191.75 m <sup>2</sup> を 使用)	木造	平成 9 年 11 月 7 日移転	中央公民 館下府中 分館の一 部
	3	中里 122	JR 東海所有 170.91 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造平 屋建て	昭和 52 年 1 月 31 日建設 36.45 m <sup>2</sup>	

17	1 2	酒匂 5-15-7	市(消防)所有 56.05 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和50年12 月18日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
18	1 2	国府津 2-4-1	市(管財)所有 87.20 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和53年2月 22日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	3	国府津 1861	JAかながわ西 湘所有 76.55 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	平成9年3月7 日建設 58.50 m <sup>2</sup>	内24.64 m <sup>2</sup> は、市 (消防)所 有
	4	田島 842-2	市(道路総務) 所有 136.207 m <sup>2</sup>	コンクリートブ ロック造2階建て	昭和50年2月 8日建設 40.30 m <sup>2</sup>	
19	1	永塚 211	宇佐美勝朗所 有 141.81 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	平成5年3月 31日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	2	千代 119-1	円宗寺所有 大 場得玄 55.00 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和55年3月 5日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	3	高田 199-1	八幡神社所有 67.85 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和61年3月 22日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
20	1	曾我谷津 653-3	市(消防)所有 779.33.00 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造2階 建て	昭和60年12 月17日建設 48.60 m <sup>2</sup>	
	2	曾我谷津 493-1	市(道路総務)・ 大光院 79.10 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造2階 建て	昭和62年3月 20日建設 48.60 m <sup>2</sup>	79.10 m <sup>2</sup> の うち大光院 が10 m <sup>2</sup> 所 有
	3	曾我別所 191	穂坂千秋所有 68.355 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造2階 建て	平成22年3月 29日建設 57.96 m <sup>2</sup>	
21	1	上曾我 415	上曾我自治会 所有 87.74 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	平成6年3月 30日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	2	下大井 239-1	野坂道代所有 81.85 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造2階 建て	平成26年12 月18日 60.16 m <sup>2</sup>	
	3	鬼柳 71-1	田中浩所有 89.21 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	平成4年3月 25日建設 45. 00 m <sup>2</sup>	
22	1	前川 387 (前川西)	市(消防)所有 79.33 m <sup>2</sup>	木造平屋建て	12.63 m <sup>2</sup> 改修 要	公民館と併 設 橘町から引 継 建設年月 日不明
	2	前川 655 (橋支所)	市(管財)所有	鉄筋コンクリート 造平屋建て	36.77 m <sup>2</sup> 改修 要	橘町から引 継 建設年月 日不明
	3	中村原 431	中村原自治会 所有 86.00 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和59年3月 23日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
	4	小船 660	中村秀男所有 56.00 m <sup>2</sup>	木造 2階建て	39.38 m <sup>2</sup> 改修 要	橘町から引 継

					建設年月 日不明
5	小竹 1801-1	野原達男所有 116.55 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	昭和 57 年 3 月 31 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
6	上町 937-1	岡本栄次所有 68.00 m <sup>2</sup>	木造平屋建て	平成 3 年 1 月 31 日建設 24.00 m <sup>2</sup>	
7	沼代 525	吉祥院所有 91.11 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 造2階建て	平成 3 年 3 月 8 日建設 45.00 m <sup>2</sup>	
7	沼代 1269	明沢自治会所有 15.00 m <sup>2</sup>	ブロック造1階 建て	10.45 m <sup>2</sup> 改修 要	橘町から引 継 建設年月 日不明

(令和4年4月1日)

## 消防団の装備の基準

(昭和六十三年消防庁告示第三号)

(趣旨)

第一条 消防団の装備については、この基準の定めるところによる。

(制服等)

第二条 消防団は、全部の消防団員の数に相当する数の制服、夏服及び活動服を配備するものとする。ただし、夏服については、地域の気候条件により配備する必要のない消防団においては、この限りでない。

- 2 制服は、甲種衣又は乙種衣、下衣及び帽とする
- 3 夏服は、夏上衣、夏下衣及び夏帽とする。
- 4 活動服は、活動上衣、活動ズボン及び略帽とする。
- 5 制服、夏服及び活動服は、全部の消防団員に支給し、又は貸与するものとする。

(安全帽等)

第三条 消防団は、全部の消防団員の数に相当する数の安全帽、救助用半長靴、防塵メガネ、防塵マスク、耐切創性手袋、救命胴衣及び雨衣を配備するものとする。

- 2 安全帽、救助用半長靴及び雨衣は、全部の消防団員に支給し、又は貸与するものとする。

(防火衣一式)

第四条 消防団は、動力消防ポンプ（消防団の管理するものに限る。以下同じ。）ごとに消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二十七条第一項及び第二項の規定による消防隊の隊員の数に相当する数に地域の実情に応じて必要な数を加えた数の防火衣一式を配備するものとする。

- 2 消防団は、前項に規定するもののほか、部長以上の階級にある消防団員の数に相当する数の防火衣一式を配備するものとする。
- 3 防火衣一式は、防火衣、防火帽、防火用長靴及び防火手袋とする。ただし、防火帽及び防火用長靴については、前条に規定する安全帽及び救助用半長靴をもって代えることができる。
- 4 第二項に規定する防火衣一式は、部長以上の階級にある消防団員に支給し、又は貸与するものとする。

(携帯用無線機)

第五条 消防団は、班長以上の階級にある消防団員の数に相当する数の消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機を配備するものとする。

2 消防団は、団員の階級にある消防団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員の数に相当する数のトランシーバー（特定小電力無線局の携帯用無線機をいう。）を配備するものとする。

（車載用無線機等）

第六条 消防団は、消防団の全部の車両の数に相当する数の消防用又は防災行政用の無線局の車載用無線機を配備するものとする。

2 消防団は、分団その他の基本的な活動単位の組織（以下「分団等」という。）ごとに複数の無線受令機を配備するものとする。

（その他の情報関連機器）

第七条 消防団は、前二条に規定する機器のほか、双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラその他の情報の収集及び伝達のために用いる機器を地域の実情に応じて配備するものとする

（火災鎮圧用器具）

第八条 消防団は、動力消防ポンプごとに必要と認められる数の火災鎮圧用器具を配備するものとする。

2 火災鎮圧用器具は、吸水器具、放水器具、破壊器具その他火災の鎮圧のために必要と認められる器具とする。

（分団等に配備する器具）

第九条 消防団は、分団等ごとに必要と認められる数の救急救助用器具、避難誘導用器具、夜間活動用器具及び啓発活動用器具を配備するものとする。

2 救急救助用器具は、担架、応急処置用セット、自動体外式除細動器、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチその他救急救助のために必要と認められる器具とする。

3 避難誘導用器具は、警戒用ロープ、拡声器その他住民の避難誘導のために必要と認められる器具とする。

4 夜間活動用器具は、投光器、発電機、燃料携行缶その他夜間における活動のために必要と認められる器具とする。

5 啓発活動用器具は、応急手当訓練用器具、訓練用消火器その他啓発活動に必要と認められる器具とする。

6 チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチ、警戒用ロープ、拡声器、投光器、発電機及び燃料携行缶については、分団等に属する消防隊の数に応じて複数配備するものとする。

（後方支援用資機材）

第十条 消防団は、大規模な災害等に備え、エア－・テント、非常用備蓄物資その他の後方支援のために用いる資機材を地域の実情に応じて配備するものとする。

(追加装備)

第十一条 消防団は、第二条から前条までに規定する装備のほか、地域の実情に応じて次に掲げるものを配備するものとする。

- 一 可搬式散水装置（背負式水のう）、組立式水槽その他の林野火災用器具
- 二 資機材運搬用そり、除雪機その他の積雪寒冷地域用器具
- 三 排水ポンプ、土のうその他の水災用器具
- 四 ボート、浮環、フローティングロープその他の水難救助用器具
- 五 ロープ、滑車、カラビナその他の山岳救助用器具
- 六 その他必要と認められる装備

## 持続可能な消防団体制のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 持続可能な消防団体制のあり方検討委員会（以下、検討委員会という。）は、消防団による地域の防災力を維持するために、消防団の組織や運用のあり方、団員の確保等について検討し、提言書をまとめることを目的とする。

(検討事項)

第2条 検討委員会は次のことを協議する。

- (1) 消防団の組織及び運用に関すること
- (2) 消防団の施設及び車両・資機材に関すること
- (3) 消防団員の処遇改善及び人員確保に関すること
- (4) その他、消防団体制に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、次の者で構成する。

- (1) 消防団長
- (2) 消防団副団長
- (3) 消防団長が指名する分団長

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は消防団長をあてる。
- (2) 副委員長は消防団副団長をあてる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条に定める提言書の策定をもって終了する。

(職務)

第5条 委員長は、委員会の事務を総理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する検討事項について、調査、研究その他専門的な作業を行わせるため、検討委員会に作業部会を置く。

- (1) 作業部会は、副委員長が指名する者をもって組織する。
- (2) 作業部会には部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- (3) 部会長は、調査、研究及び審議した結果について、委員会に報告する。
- (4) 部会員の任期は、第1条に定める提言書の策定をもって終了する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、小田原消防署消防課に置き、その事務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が定める。

## 持続可能な消防団体制のあり方検討委員会・作業部会名簿

## 1 持続可能な消防団体制のあり方検討委員会

No.	役職	階級	氏名	備考
1	委員長	消防団長	中村 和久	
2	副委員長	副団長	神尾 泰光	
3	副委員長	副団長	天野 晃裕	
4	副委員長	副団長	松岡 伸和	
5	委員	第3分団長	勝村 光伸	作業部会長
6	委員	第14分団長	比嘉 幸則	作業部会副部会長
7	委員	第17分団長	谷川 宗治	作業部会副部会長
8	委員	女性分団長	松岡 秀子	作業部会副部会長

## 2 作業部会

No.	役職	階級	氏名	備考
1	部会長	第3分団長	勝村 光伸	
2	副部会長	第14分団長	比嘉 幸則	
3	副部会長	第17分団長	谷川 宗治	
4	副部会長	女性分団長	松岡 秀子	
5	部会員	第2分団長	金子 雅史	
6	部会員	第7分団長	二見 嘉則	
7	部会員	第9分団長	小野 吉康	
8	部会員	第11分団長	磯崎 美範	
9	部会員	第15分団長	古谷 孝一	
10	部会員	第19分団長	笹川 智史	
11	部会員	女性分団員	佐藤 希美	

## 3 アドバイザー

No.	役職	職・氏名	備考
1	アドバイザー	(一財)消防防災科学センター 統括研究員 渡辺 雅洋	

## 消防団第17分団1・2班待機宿舍整備事業について

### 1 事業計画変更の経緯

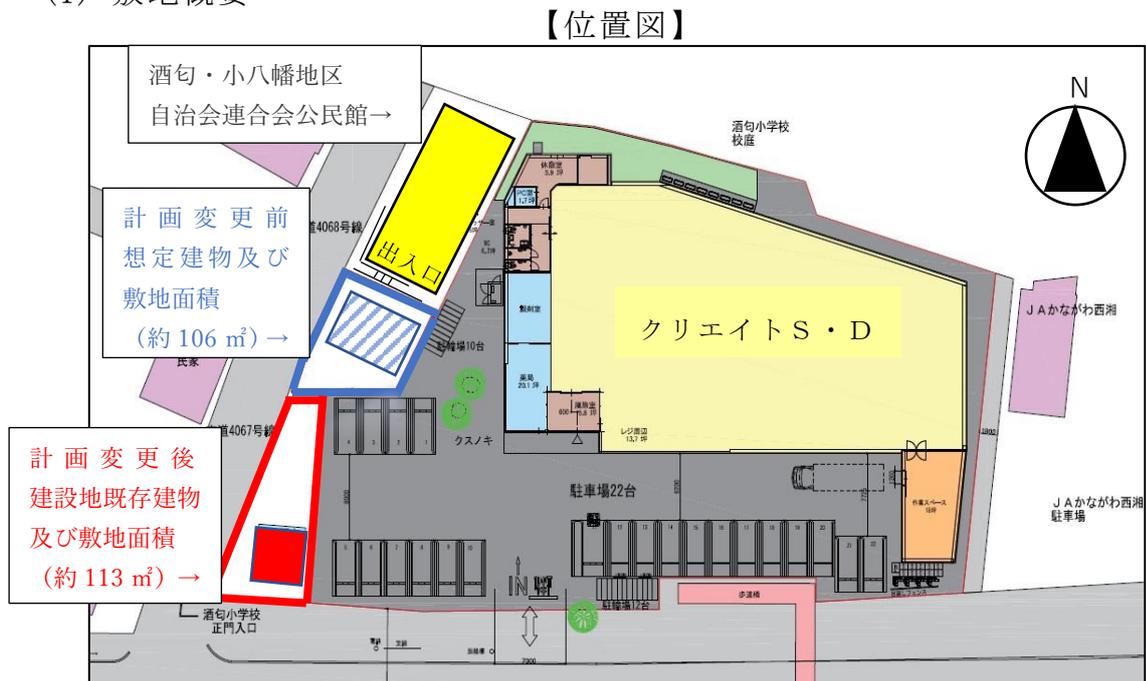
令和5年度当初予算では、現在の待機宿舍北側の用地に移転再整備する計画であったが、地域からの強い要望により、現地建て替えに計画変更するものである。

#### (1) 主な要望・意見

- ア 公民館と連携した地域住民の活動スペースや、出入口の前に駐輪場が必要。
- イ 建設予定地の前面道路が拡張され交通量が増加したことから、交通事故の危険性が懸念される。

### 2 変更後の概要

#### (1) 敷地概要



(2) 施設概要

ア 延床面積 約 80～100 m<sup>2</sup>

イ 構造種別 鉄骨造

ウ 諸室構成 車庫、待機室、トイレ（男女）、器具庫

(3) 計画変更の想定内容

No.	項目	変更前	変更後
1	建築場所	酒匂五丁目 557-14	酒匂五丁目 557-4
2	竣工年度	令和 6 年度	令和 7 年度
3	追加工事	—	仮設車庫建築工事

※消防団待機宿舎の規模及び機能に大きな変更はない予定である。

3 スケジュール

年 度	事業内容
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業計画変更に伴う事務手続き</li><li>・ 事前環境影響調査</li><li>・ 既存建物アスベスト調査</li><li>・ 仮設車庫建築設計・建築工事【予定】</li><li>・ 既存待機宿舎解体工事【予定】</li></ul>
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地盤調査・地質調査</li><li>・ 新待機宿舎建築設計</li><li>・ 新待機宿舎建築工事</li></ul>
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 竣工（開所）</li></ul>

※継続費予算の変更については、令和 5 年度中に補正予算を計上予定。